

北上市告示乙第37号

北上市北上駅東口交流広場条例第11条第3項の規定により、利用料金の額を次のとおり承認した。

令和6年3月29日

北上市長 八重樫 浩 文

1 施設の名称

北上駅東口交流広場

2 指定管理者

北上市川岸一丁目1番20号

さくらPORT・TOWN株式会社

代表取締役社長 高橋 成見

3 適用開始時期

令和6年4月1日

4 適用する利用料金

区分	単位	利用料金
集会、展示会、興行その他の催しの開催	1件1日	5,000円
物品の販売、募金その他の商行為（集会、展示会、興行その他の催しの開催を除く）	1件1日	1,000円
業（報道を目的とする者を除く。）としての写真、映画、テレビ等の撮影	1件1日	500円
その他広場の全部又は一部を独占した使用	1件1日	5,000円